

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 27 年 12 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 開 会 | 平成 27 年 12 月 16 日午後 3 時 03 分 |
| 閉 会 | 平成 27 年 12 月 16 日午後 3 時 49 分 |

## 会議に出席した者の職及び氏名

|       |   |
|-------|---|
| 委 員   | 委 員 長 : 佐 野 慶 子<br>委員長職務代理者 : 西 中 隆<br>委 員 : 西 村 陽 子<br>委 員 : 吉 村 文 一<br>教 育 長 : 藤 原 一 広  |
| 事務局職員 | 教 育 部 長 : 宮 下 勇 樹<br>教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣<br>教育部次長兼教育総務課長 : 上 田 庸 雄<br>教育指導課長 : 吉 田 種 司<br>教育指導課長代理兼人權教育推進室長 : 松 田 訓 一<br>教育研究センター所長 : 中 野 雅 博<br>生涯学習課長 : 杉 本 忠 史<br>たかい市民文化会館長兼図書館長 : 西 川 浩 二<br>中央公民館長 : 松 井 勉<br>教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司<br>教育総務課主事 : 安 岡 佑 美 |

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 平成 28 年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について

|                |  |
|----------------|--|
| 教育指導課長         | <p>本議案は、高石市教育委員会通則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により、本定例会の議決をいただきたく提案する。</p> <p>平成 28 年度高石市立小中学校教職員人事基本方針について、2 ページ以降に掲載している。昨年のもから新たな変更点はない。</p> <p>本市としては、この基本方針に基づき、取扱い上の留意事項として、教職員の人事については、引き続き新規採用職員を大阪府に要望し、人材育成を図り、各学校においては、教職員の年齢別、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力、人間関係等も配慮し、それぞれの学校に適合する教職員を配置したく考えている。</p> <p>また、新規採用後同一校 4 年以上勤務する者については、6 年をめどに教育経験を豊かにするため計画的な異動等を行い、現任校で 7 年以上勤務する者については、10 年をめどに計画的に異動を行っていききたい。さらに、校長及び教頭の人事については、年功序列、性別、学歴等に捉わられることなく、広域的な人事交流に十分配慮をしつつ、指導力、適性等を勘案して配置していききたいと考えている。</p> |
| 西中委員長<br>職務代理者 | <p>大阪の教育について、いろいろな課題がある中で、特に管理職を目指す職員について、大阪府下の各市町村の管理職に魅力がなくなっていることを理由に人事が難しいことがあるが、本市ではいかがか。</p>   |
| 教育指導課長         | <p>受験者数の減少により、府内全域および本市においても管理職の確保</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
|                | がかなり難しい状況である。それについては、今後、中堅教員、特に中堅ミドルリーダーの育成等を含め、管理職を目指す教員を育成していきたいと考えている。 |
| 西中委員長<br>職務代理者 | それに対する何か特別な教育をやっているか。   |
| 教育指導課長         | 特に研修等において、ミドルリーダーにはぜひ参加してほしいことを示し、校長にもそういう方を推薦いただくことで配慮している。              |
| 採決             | 可決。   |

## ・議案第2号 平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について

|                |  |
|----------------|--|
| 教育指導課長         | <p>本議案は、平成28年4月19日火曜日に全国の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的として実施する全国学力・学習状況調査の来年度実施について、本市の参加の承認を得るためのものである。次年度実施予定の全国学力・学習状況調査については、今年度と同様に中学校3年生と小学校6年生の全ての児童生徒を対象に、全数調査で実施される。</p> <p>なお、実施については、要領は別添のとおりであるが、今年度との主な変更点について説明する。</p> <p>教科に関する調査は、小学校では国語・算数、中学校では国語・数学で実施され、主として知識に関する問題と、主として活用に関する問題となる。</p> <p>なお、今年度実施された理科はない。</p> <p>また、15ページの実施要領の7.留意事項(1)アに、調査結果を入学者選抜に関して用いることができないと明記されている。</p> <p>また、経年分析調査の実施を行うことになり、17ページ、18ページの実施要領のV.経年変化分析調査の項目が追加されている。文部科学省が無作為に抽出した学校、小学校400校、中学校500校程度の全児童生徒が対象となり、対象学年の全児童生徒が対象であるが、本市の小中学校が対象になるかは現時点で未定である。</p> <p>以上が今年度との主な変更点である。</p> <p>また、昨年度より市町村教育委員会の判断で、調査結果を個々の学校名を明らかにした公表ができるようになったが、教育指導課としては、来年度についても今年度と同様、学校名を明らかにしての結果公表をすることなく本調査に参加し、その結果を活用して本市の小中学校の学力向上に関する取り組みの成果と課題について分析を行い、今後の授業等での指導の工夫改善に努めていきたいと考えている。</p> |
| 西村委員           | 今年は昨年と違い、理科が対象になっていない理由は何か。  |
| 教育指導課長         | 理科については、毎年度調査ではなく、数年置きに調査している。例えば、今年度実施した小学校6年生が中学校3年生のときに実施するなど、まだ明記はされていないが、数年ごとの実施となっており、例年行われるのは国語と数学、算数である。   |
| 西村委員           | 次いつかは、まだ決まっていないということか。   |
| 教育指導課長         | まだ文部科学省のほうから正式な通知はない。  |
| 西中委員長<br>職務代理者 | 学力テストは継続的な検証の改善サイクルであり、テストをすることによって授業改善を図ったり、今後の学力向上に寄与する方策をいろいろ考えるためのものである。本年度の調査においてもいろいろ取り組んでいるが、効果は上がっているか。  |

|                |  |
|----------------|--|
| 教育指導課長         | 各学校ごとに、管理職だけで分析するのではなく、教職員が学力向上の部会等、校務分掌の中で、教員も参加し、どのような力が子供たちに必要かを検証し、その検証結果を受け、さまざまな取り組みをスタートしている。例えば、基礎的な問題をまず全生徒が取り組み、その結果をふまえ、足りないことを把握し、それに向けて、例えば冬休みの課題に取り入れるなど、学力向上に向けた取り組みを行っている。4月にいい結果が出るよう、各学校、努力をスタートしている。                    |
| 西中委員長<br>職務代理者 | 経年分析は非常に大事であると思うが、本市独自で経年分析を行うことは考えていないか。  |
| 教育部理事          | 経年分析については、特に来年から行われるわけではなく、本市においては、従前から各学校の経年分析は行っている。その中で、各校に応じた学習の対策について各学校と本市の担当課とで話をしている。<br>効果については、今回の結果を受けて、議会でも問われたが、読書好きの子供が全国を下回っているが、学校ごとのいろいろな取り組みの中で、読書活動に非常に力を入れている学校は、今回、良好な結果である。全国に比べるとまだ劣っている中で、各学年読書に取り組んだ結果が実を結んできている。 |
| 吉村委員           | 9ページの実施要項のⅣ. 1. (2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の項目で、この実施要項では下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒や、知的障害者であり特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒は、原則調査の対象としないとあるが、本市では従来全員平等に受けているが、今年も変更はないのか。   |
| 教育部理事          | 原則は全員受検としているが、9ページ(2)の項目の支援学級に在籍している児童生徒については、障害の種別がいろいろある中で、知的障害の児童生徒については障害に沿った教育課程編成をしており、小学校6年生と中学校3年生の受検に関し、この学年が受ける教育課程の内容を全て網羅していない場合は、内容に応じて受検しないという形で進んできた。その中で、例えば肢体不自由や難聴、そういった知的情緒の中で教育課程が全て行われている場合は、受検の対象ということで受検している。       |
| 吉村委員           | 知的障害と身体障害は別物であると思う。知的障害の子や支援学級で一生懸命勉強し頑張っている子が、いきなり普通の教科を受けると全然できず、自信をなくすこともあるので、平等の中にも少し考えなければならぬ部分がある。そういう知的障害の児童に関しては、範囲にあった中で、市独自の部分もできればいいと思うので、今後の検討課題である。   |
| 西中委員長<br>職務代理者 | 9ページ(2)ア、イは、調査の対象としないことを原則とすることを本市も守っているのであれば、下学年の授業を受けている子供たちは、その該当学年のテストを受けても意味がない。その辺は、他都市との関係等もあり、本市も考えていかなければならないと思う。今のデータは、このア、イが除外されていると認識してよいか。  |
| 教育部理事          | その通りである。   |
| 採決             | 可決。  |

## 教育長の報告の要旨

### ・報告第1号 市長からの意見聴取について

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 教育総務課長 | 平成27年第4回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育 |
|--------|----------------------------------|

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方教育行政法第29条の規定により、市長から意見を求められた下記の議案のうち、教育委員会に係る部分については教育委員会通則第2条第2項及び同条第3項の規定に基づき、異議がないものと臨時代理したので、この旨報告する。</p> <p>項目1の高石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について、項目3の高石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について、項目4の高石市あおぞら児童会条例の一部を改正する条例制定についての3つの項目については、先月開催された11月の教育委員会定例会におき、議案第2号議会に提出する案件として各委員の先生方に各条例の概要を各担当課から説明申し上げた分である。この項目については、地方教育行政法29条の規定及び高石市教育委員会通則第2条第2項の規定により教育長が臨時代理を行うため議決をいただいたものを、通則3条1項第1号の規定により、本日教育委員会に報告するものである。</p> <p>次に、項目2の高石市石油貯蔵施設立地対策等基金条例制定について、項目5の平成27年度高石市一般会計補正予算、項目6の高石市教育委員会委員の任命について、項目7の指定管理者の指定について（高石市立図書館）の4項目については、教育委員会通則第2条第3項の規定に基づき、今般開催された平成27年第4回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政法第29条の規定により異議がないものとし教育長が臨時代理をしたので、この旨報告する。</p> <p>報告第1号の項目の内容について、それぞれ担当課から内容説明をさせていただきます。</p> |
| 教育指導課長 | <p>項目1について、いわゆるマイナンバーの利用に係る条例の新規制定についてであり、教育委員会関係でマイナンバーを利用する事務としては、就学援助費支給事務と就学奨励費支給事務がある。これが本条例に盛り込まれた。現在、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給申請をする場合、前年の所得額を証明できる書類、例えば所得証明書等の提出が必要であったが、個人番号を活用することにより、それらの書類の提出が不要となり、申請者の負担軽減になるものである。</p>   |
| 生涯学習課長 | <p>項目2の高石市石油貯蔵施設立地対策等基金条例制定について説明する。</p> <p>30ページ、31ページにある石油貯蔵施設の臨時対策等の交付金について、防災のまちづくりに向け施設整備等をより効果的に実施するため、複数年数の交付金を積み立てる基金を創設し、交付金をより有効的に活用するものである。今般、この積立金を利用して、高石市地域防災計画において災害時用の臨時ヘリポートと位置づけられている高師浜野球場の照明設備の老朽化に伴う照明等の変更のため、積み立てを行うものである。</p>  |
| 教育総務課長 | <p>続いて、項目3について、参考資料として、高石市の組織機構図を添付している。</p> <p>今回の機構改革について、参考資料の左側が改正案である。組織体制については、教育委員会を含め現行5部31課5室47係であり、この改正案では5部30課5室46係となる。</p> <p>教育委員会に係る部分について、参考資料の一番下に教育に係る部分があり、子供・子育て関係が教育委員会の所管となる。所管とする理由は、子ども・子育て新制度が導入され、就学前の子供・子育て支援、幼児教育から学校教育へ一貫した子供の施策を行うため、現行教育委員会と保健福祉部子育て支援課にまたがっている子供への施策の一元化を図</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>ることとし、乳幼児から青年期まで一貫した子供施策を推進するものになる。</p> <p>参考資料の改正案の教育委員会の事務局内については、教育総務課の名称は変わらず、教育指導課は学校教育課、生涯学習課は社会教育課と名称変更となる。教育の行われる場に応じて、学校教育、社会教育、家庭教育に分類されることから、生涯学習課は社会教育課へ変更すること、教育指導課は主に学校において行われる教育を所管する課として学校教育課へ名称変更するものである。</p> <p>図書館については、教育委員会の平成27年11月定例会で項目7についても指定管理者候補者の選定で議決いただいたものである。図書館の指定管理の事務についても、所管する課として現行の生涯学習課、改正後の社会教育課へと考えている。</p> <p>また、子育て支援課については、その課の所管する業務を2課に分け、子供家庭課と子育て支援課の2つとなっております。</p>   |
| 生涯学習課長 | <p>項目4の高石市あおぞら児童会条例の一部を改正する条例制定について説明する。</p> <p>あおぞら児童会において、学校休業日を含め平日において午後6時から午後7時までの延長利用に係る保育料の額を設定するものである。</p> <p>内容については、41ページの新旧対象の表をごらんいただきたい。</p> <p>まず、第2項において、保育料の額を新たに基本利用（市長が定める基本時間における利用料をいう。）に係る保育料の額に変更している。これは、規則の改正案として、学校休業日のうち平日においては午前8時を開始とする。この部分については、基本利用に係る保育料に含める。</p> <p>次に、改正案として、学校休業日も含め月曜日から金曜日の終了時間を午後6時から午後7時まで延長する。この延長利用に係る保育料の額について、次の第3項に追加している。内容については、日額200円で利用日数分を徴収することとし、1,600円を超える場合は1,600円を限度とする。</p> <p>ただし、同一世帯で2人以上の児童が延長利用した場合は、同一月に延長利用の日数が最も多い児童以外の児童については日額100円、月の上限を800円とする。</p> <p>なお、この条例の施行期日については、平成28年4月1日とする。</p> <p>続いて、項目5の平成27年度高石市一般会計補正予算について、生涯学習課の部分を説明する。</p> <p>54ページの社会教育総務費の放課後児童育成事業費として、64万8,000円を計上している。これについては、あおぞら児童会の延長利用に係る保育料の徴収に係るシステム改修委託料である。</p> |
| 図書館長   | <p>図書館の補正予算について説明する。</p> <p>54ページの図書館費の委託料、図書館資料等移動運搬業務として24万8,000円については、平成28年4月1日から図書館が指定管理者による管理に移行することから、現在図書館にあるロッカーや文書などを本庁へ移動させるための業務委託に係る委託料である。</p> <p>また、46ページの債務負担行為補正の高石市立図書館指定管理者委託事業は、その指定管理の期間を平成28年度から平成30年度までの3年間とし、限度額として提案金額である2億6,997万円とする。</p>   |
| 教育総務課長 | <p>続いて、項目6については57ページである。</p> <p>この案件については、吉村委員が平成28年3月5日に任期が満了となり、その再任について議会に提案し、同意を得たものである。</p> <p>項目7については、11月の定例会で議案第1号として承認いただいた</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
|                | 部分であるので、この件について、図書館長から説明する。   |
| 図書館長           | <p>項目7の指定管理者の指定について（高石市立図書館）を説明する。</p> <p>11月の定例会において可決いただき、指定管理者に選定した株式会社図書館流通センターを指定管理者に指定することについて市議会に議決をいただいたものである。議決後、指定管理者の告示手続を現在行っている。今後は、株式会社図書館流通センターと協議の上、円滑な移行ができるよう綿密な事務引き継ぎを行い、基本協定、年度協定を締結していく。</p> <p>なお、協議の上は、提案等を反映した管理運営規則等の改正を今後行う予定である。</p> |
| 西村委員           | <p>高石市組織機構図について、現在は図書館ということで、図書館の分館と郷土資料室が改正前の中にあるが、改正案にはない。先ほど社会教育課で引き続きその業務を行うという話があったが、今回指定管理者も決まり、指定管理者と教育委員会が行う業務について、教育委員会が全く関与しないということではないと思うが、そのあたりの関係がどうなるのか、もう少し詳しく説明していただきたい。</p>  |
| 図書館長           | <p>図書館における資料の選定の決定や、郷土資料の収集や展示、また読書振興施策に関することなどについて、教育委員会事務局処務規定の中で事務局の事務として定めたいと考えている。</p>   |
| 教育総務課長         | <p>今回の報告の中で、この事務分掌で図書館が指定管理に、もう1点が、子育て支援課が教育部の所管にと説明したが、今後、図書館の事務、子育て支援関係における事務については、教育委員会が所管となる事務であるので、教育委員会の所掌事務に関する規則が教育委員会事務局処務規定等の関係する規則にあり、今後改正案を提案し、教育委員会の定例会に諮っていきたい。</p>   |
| 西中委員長<br>職務代理者 | <p>組織の改編については、あくまでも利用者・市民の立場に立った組織の改編、あるいは委託事業である。効率化を求めるのではなく、市民の立場でどのようによくなるのかを、市民の立場で評価をしていただきたい。</p>  |
| 佐野委員長          | 承認する。   |

#### ・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 各課長   | 後援承認したものについて説明。 |
| 各委員   | 質問なし。           |
| 佐野委員長 | 承認する。           |

#### ・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 各課長   | 平成27年11月18日から12月15日までの行事について説明。 |
| 各委員   | 質問なし。                           |
| 佐野委員長 | 承認する。                           |

#### その他委員長が必要と認めた事項

|       |   |
|-------|---|
| 教育部理事 | <p>議案第2号の全国学力・学習状況調査の参加について、15ページの実施要項7.アの調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないことになり、今年度は大阪府の公立高等学校の入学者選抜</p> |
|-------|---|

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>にこの全国学力・学習状況調査の結果が、中学校3年生の絶対評価の評価活動の中に反映されたが、これができなくなった。平成29年度の公立高校の入学者選抜については、予算がかかるものなので正式決定ではないが、教育委員会議ではもう既に決まっており、新たに中学校3年生を対象に、6月の第3週あたりを予定し、府の独自の中学校3年生の一斉テストを行うことに決定している。全国では、今年度は国語と数学と理科を反映したが、新たな3年生のテストについては、国・数・社・理・英という5教科で実施されることがほぼ決まっている。範囲については、6月ということで、中学校3年生の一部教科は範囲にも入るが、ほとんどは中学校2年生までの範囲で行われるとのことである。</p> |
| 西中委員長<br>職務代理者 | <p>作問等については業者委託、あるいは作成委員等によるのか。</p>   |
| 教育部理事          | <p>採点業務については、業者委託である。作成については、府教育委員会によって作成される。</p>   |
| 佐野委員長          | <p>これで閉会とする。</p>  |